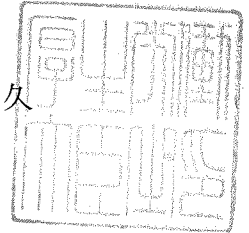


厚生労働省発食安0130第12号
平成25年 1月30日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件の動物用医薬品部分に係る資料については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第1項の規定に基づき、平成25年1月30日付け24消安第4890号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成25年1月30日付け24消安第4889号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同様であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

エトキサゾール

